

飼養衛生管理基準の徹底をお願いします!!

口蹄疫等の伝染性疾病を発生させないよう、飼養衛生管理基準の中で特に重要な次の項目について遵守を徹底して下さい。

- ①家畜の飼養管理に関連する農場内の敷地全てを衛生管理区域としてください。
- ②衛生管理区域外で使用した器具や重機等は洗浄と消毒を徹底して区域に持ち込むとともに、畜舎等は清掃又は消毒を定期的に行ってください。
- ③当日に他の畜産関係施設等に立ち入った人(獣医師や飼料運搬業者等は除く)、過去1週間以内の海外からの入国者・帰国者には、必要な場合を除き、衛生管理区域内に立ち入らせないようにしてください。また、家畜飼養者は海外渡航の自粛をお願いします。
- ④農場周囲を野生動物が接近しにくい環境にするとともに、衛生管理区域に野生動物をおびき寄せないようにしましょう。
- ⑤家畜の健康観察は毎日行い、伝染性疾病を疑う症状を発見した場合は、速やかに家畜保健衛生所に連絡してください。
- ⑥家畜の飼料給与、分娩、出荷、異常の有無、死亡等について記録するとともに、元気や食欲がないなどの症状を示す個体を見つけた場合は、具体的な症状・体温を記録してください。